

## 発信者情報開示の在り方に関する研究会（第4回）

1 日時 令和2年7月10日（金）10時00分～12時00分

2 開催形式 WEB会議

3 出席者

(1) 構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、  
栗田構成員、清水構成員、北條構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

(2) オブザーバー

法務省民事局 大野参事官

文化庁 高藤著作権調査官

(3) 総務省

谷脇総務審議官、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、大村料金  
サービス課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、清水消費者行  
政第二課企画官、中川消費者行政第二課課長補佐、大澤消費者行政第二課専門職

4 議事

(1) 中間とりまとめ（案）について

(2) 意見交換

**【曾我部座長】** 本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第4回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前回に引き続きウェブ会議による開催とさせていただきます。

では、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項及び配付資料について御案内がございますので、よろしく申し上げます。

**【中川課長補佐】** 事務局を務めます、総務省の中川でございます。

それでは、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たっては、お名前を必ず冒頭に発言いただくようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにさせていただくようお願いいたします。また、座長以外の方は映像もオフにさせていただきますよう、お願いいたします。自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄に書き込んでいただければ、座長から発言者を随時、指名させていただきます。発言する際には、マイク及び映像をオンにさせていただきますよう、お願いいたします。

また、接続に不具合がある場合には、申し訳ないですが、速やかに再接続をお試しください。その他、チャット機能で随時、事務局や座長宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

また、本日、丸橋構成員が1時間後をめぐりに途中退席予定と伺っております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。資料については、構成員及びオブザーバーの皆様には事前に事務局からメールで送付をしております。傍聴の方々につきましては、総務省のウェブページに事前にアップロードしております。

本日、資料4-1が中間取りまとめの案、資料4-2は構成員の方々から事前にいただいた意見書を添付しております。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと思っております。曾我部座長、よろしく申し上げます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。

では、議事に入りたいと思います。今回は、前回会合で議論されました論点整理の案及びその討議内容を踏まえまして、事務局において起草をお願いしました中間取りまとめ（案）というものをお作りいただいていますので、こちらについて御議論をいただきます。

では、まず事務局のほうから案について、御説明をいただきます。よろしく願います。

【中川課長補佐】 同じく、事務局の中川でございます。

それでは、資料4-1を御覧いただきまして、簡単に下線部を中心に読み上げさせていただきます。

まず、おめくりいただきまして2ページ目からでございます。第1章、発信者情報開示に関する検討の背景及び基本的な考え方についてです。

検討の背景につきましては、他人の権利を侵害する情報の流出への対策として、2001年11月にプロバイダ責任制限法が制定され、送信防止に関する責任の明確化及び発信者情報の開示請求の制度整備が図られました。それ以降、インターネット上のサービスは大きく多様化し、様々なサービスが登場しております。SNS等のソーシャルメディアなどにつきましては、我が国の日常生活や社会・経済活動に大きな役割を果たしているところでございます。しかし、インターネット上では依然として、様々な権利侵害に関する被害が発生しております。後述のとおり、現在の発信者情報開示制度に関して様々な課題が指摘されており、円滑な被害者救済が図れないという声がございます。したがって、インターネット上の情報流通の増加や情報流通の基盤となるサービスの多様化、それに伴うインターネット上における権利侵害情報の流通の増加及び発信者情報開示制度の悪用等の現状を踏まえまして、プロバイダ責任制限法における発信者情報開示の在り方について、以下、検討を行いました。

2番、プロ責法の概要でございます。プロバイダ責任制限法は、第4条において、プロバイダに対して、発信者の特定に資する情報の開示を請求する権利を定めております。また、発信者情報の範囲については総務省令で定めることとしております。

4ページ目、(2)実務の現状でございます。インターネット上で権利侵害投稿が行われた場合、投稿時のIPアドレスを端緒として、権利侵害投稿の通信経路をたどって発信者を特定する実務が定着しております。この場合、まず、コンテンツプロバイダへの開示請求。次に、アクセスプロバイダの開示請求、これを経まして発信者を特定し、最後に発信者に対する損害賠償請求等を行うという3段階の裁判手続が必要となっております。こ

の点、コンテンツプロバイダに対する開示請求は仮処分の申立て、また、アクセスプロバイダに対する開示請求は訴訟提起によることが一般的でございます。

3番、実務における課題でございます。おめくりいただきまして、5ページ目でございますが、現在の省令に定められている発信者情報の開示対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加しているという課題がございます。また、通信のログについて、発信者情報開示請求前に消去されてしまう場合があるなど、発信者の特定に至らない可能性が指摘されております。

次に、裁判手続の負担についてです。発信者情報がプロバイダから裁判外で開示されることはそれほど多くないことが実務では指摘されております。したがって、先ほど説明したとおり、特定までには2回の裁判手続が必要になることから、これらの手続に多くの時間やコストがかかり、救済を求める被害者にとって大きな負担となっていることが指摘されております。

次に、検討に当たっての基本的な考え方です。基本的な考え方として、次の点について確認しておくことが重要であると考えております。6ページ目でございますが、発信者情報開示請求に関する制度の趣旨は、被害者の救済がいかに円滑に図られるかという被害者救済の法益と、適法な情報発信を行っている者のプライバシーや通信の秘密をいかに確保するかという表現の自由の確保という法益、この2つの両者の利益を適切に確保することにあると考えられます。したがって、具体的な制度設計に当たっては、常にこの観点に留意しながら検討を深めることが適当としております。

続きまして、第2章、具体的な検討事項に入っております。まず、1ポツとして発信者情報の開示対象の拡大についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、現在、定められている発信者情報以外の情報についても開示対象として追加すべきとの指摘がございます。開示対象となる発信者の特定に資する情報とは、相手方を特定し、何らかの連絡を行うのに合理的に有用と認められる情報とされております。この点、サービスの多様化や環境の変化等といった法制定時からの事情変化というものがあれば、それを踏まえて、現在省令に含まれていない情報についても、開示対象の追加を検討することが適当だと考えられます。この点、新たに追加しようとする開示対象については、まず、有用性、次に、必要性、加えて、相当性といったものが判断基準になると考えられます。また、法律が省令に委任している範囲内のものであるという点についても検討する必要があると考えます。

それでは、具体的な類型について、以下、検討を御紹介いたします。

まず、電話番号についてです。7ページ目の下でございますが、電話番号を開示対象として追加すべきであるという声があるところ、以下、検討を行っております。

まず、有用性についてですが、コンテンツプロバイダがユーザの登録者情報として電話番号を保有しているケースが近年増加しております。コンテンツプロバイダから電話番号の開示を受けることができれば、弁護士会照会等を通じて発信者を特定することが可能になると考えられます。したがって、電話番号は発信者を特定するために合理的に有用と認められる情報であると考えられます。

次に、必要性でございます。近年、IPアドレスを起点として、通信経路をたどって発信者を特定していくことが困難な事例が増加しております。こういった場合、発信者を特定して、損害賠償請求権の行使等を行うことが不可能となりますので、被害者救済が図られなくなる懸念がございます。したがって、発信者情報開示の対象として電話番号を追加する必要性は認められると考えられます。

次に、相当性についてです。発信者に直接連絡するために電話番号を用いることは、必ずしも発信者を特定して、その相手方に損害賠償請求の行使等の被害者救済を可能とするという目的から大きく逸脱した使い方であるとは言えないと考えられます。さらに、電話番号それ単体では特定個人を識別できない、こういった状況から、特に電話番号について、高度なプライバシーがあるとまでは言えないと考えられます。したがって、電話番号を開示対象として追加することの相当性も認められると考えております。

最後に、省令委任の範囲でございます。この点、法律が省令に委任している開示対象というものを類型化することが検討に有用だと考えてございまして、記載にありますとおり、2つの類型に整理することが可能と考えられます。この点、電話番号は2つ目の損害賠償請求権の行使等の責任追及が可能な程度まで具体的な個人を特定するための情報、ここでは、第2類型の情報と書いておりますが、これに分類されると考えられ、省令委任の範囲内であると考えられます。

最後に、電話番号を開示対象に追加することの是非でございます。これらの検討から電話番号については、開示対象として総務省令に追加することが適当であると考えられます。さらに、弁護士会照会において電話番号を入手する場合について、コンテンツプロバイダが保有している電話番号について、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、電話会社は弁護士会照会に応じて、発信者の氏名及

び住所を回答することができる、そういったことについて、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説に記述することなどにより、こういったことを明らかにしていくことも適当であると考えてございます。

続きまして、ログイン時情報の検討に移っていきたいと思います。近年、自らのアカウントにログインした状態で様々な投稿を行うことができる、いわゆるログイン型のサービスというものが増加しております。この点、ログイン時情報というものが現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況でございます。こういった状況の中で、ログイン時情報を発信者情報の開示対象として加えること、また、その旨を明確にすることが必要であるという指摘がありますので、以下、具体的に検討を行っております。

まず、有用性・必要性についてです。近年のSNS等の主要なログイン型サービスの中には、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプを保有しておらず、ログイン時情報しか保有していない、こういうサービスがございます。この際、発信者を特定するためには、コンテンツプロバイダからログイン時情報の開示を受けて、当該ログイン時情報からログインのための通信経路をたどって発信者を特定することができれば、被害者の救済に資すると考えられます。したがって、ログイン時情報を開示対象に加えることや、その旨を明確にすることについては有用性・必要性が認められると考えられます。

次に、相当性についての議論に移りたいと思います。ログイン時の情報というものは、これまで法の対象として想定していた権利侵害投稿の通信そのものではないことから、どのような点が問題となり得るか、また、どのような点に留意すべきかという点について検討を行いました。

まず、発信者の同一性についてです。もしログイン時情報として、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されてしまった場合には、当該発信者以外の者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することとなってしまいます。この点を踏まえると、権利侵害投稿の通信と、ログイン時の通信が同一のものである場合に限り開示することができるとする必要があると考えられます。

次に、開示の対象とすべき範囲について記載をしております。様々な懸念から開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付すことが考えられます。例えば、下線部でございますが、コンテンツプロバイダが投稿時のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路をたどって発信者を特定することができない場合に限定することが

適当であると考えられます。

次に、開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、権利侵害投稿と深い関連性が認められる必要最小限のものに限定するという考え方があります。他方で、前述のとおり、権利侵害投稿を行った発信者と同一の者によるログイン時情報である場合には、これ以上の限定を付すことは不要であるという考え方もございます。

したがって、これらの意見を踏まえまして、開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、その具体化に向けて引き続き検討を深めた上で、開示対象の範囲が不明確であるために実務が混乱することがないように、開示対象となるログイン時情報を関係省令において明確化することが適当であると考えられます。また、請求の相手方となる開示関係役務提供者の範囲を明確にする観点から、必要に応じて、法改正によって対応を図ることも視野に入れ、具体化に向けた整理を進めていくことが適当であると考えられます。さらに、最後に留意点として、実際の運用の場面に当たっては、あくまで発信者の特定に必要な範囲のログイン時情報に絞って開示を認めるような制度設計を検討することも適当であると考えられます。

次に、（４）その他の情報でございますが、接続先IPといったことも議論になってございました。この点、現行省令に定める侵害情報に係るアイ・ピー・アドレスに接続先IPが含まれると解して差し支えないものと考えられます。

続きまして、２ポツの新たな裁判手続の創設に移りたいと思っております。

まず、新たな裁判手続の必要性についてです。繰り返し述べているとおり、発信者情報開示手続には３段階の手続を経る必要があります。この点、これらのプロセスに多くの時間やコストがかかることが被害者にとって負担となっておることから、例えば、１つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなどにより、被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要があると考えられます。他方で、開示請求を受けたプロバイダは発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待されますが、期待される役割を果たすことが現状困難になっているなどの課題があることから、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要があると考えられます。こういった観点から、具体的には、例えば発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく現行の開示制度に変えまして、非訟手続等として被害者からの申立てにより、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを創設することについて、法改正を視野に検討を進めることが適当であると考えております。

次に、これらの新たな裁判手続の具体的な制度設計に関する論点に移りたいと思います。

まずは、当事者構造と発信者の手続保障についてでございます。発信者情報の開示について、特に利害を有しているのは発信者本人であることから、新たな手続を設けるに際しても発信者の権利利益の確保に十分配慮した制度設計とすることが適当であると考えております。この点、新たな裁判手続のプロセスにおいても、直接の当事者となるのはあくまでプロバイダであることには変わりはありませんが、新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならないこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映されるようにするなど、発信者の権利利益の確保を図ることとするのが適当であると考えられます。また、申立人に対して発信者が特定されないよう確保した上で、発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置についても検討することが望ましいとしております。

続きまして、開示要件等につきまして、以下、御説明いたします。現行の発信者情報開示請求権の開示の要件、いわゆる権利侵害の明白性の要件と呼ばれているものについて、これをより緩やかなものにすべきという考え方がある一方で、この点については、現在の要件を維持すべきであるという指摘が、これまでの議論で多くの構成員からございました。また、訴訟手続の場合に求められる証明の度合い、証明を必要とするか、あるいは疎明で足りることとするかについても多くの議論がありましたが、この点など開示要件の在り方に関しては、本制度の趣旨が被害者の権利回復の必要性和適法な情報発信を行っている者の表現の自由という両者の法益を適切に確保することにあることを踏まえて、こういった要件などの具体化が図られるよう、今後、丁寧に検討を深めていくことが適当であると考えております。

続きまして、手続の濫用の防止などについて御説明いたします。新たな裁判手続を導入した場合は、手続の悪用や濫用、いわゆるスラップ裁判といったものも増える可能性があることから、それを防止するための仕組みを検討する必要があるとの指摘がございました。具体的には、例えば、新たな裁判手続において、既判力が発生しない場合における蒸し返しを防ぐための仕組みや、申し立てた裁判手続の取下げの要件についても検討することが必要である、こういった指摘がございました。これらの手続の濫用の防止については、これらの指摘を踏まえて、新たな裁判手続の制度設計の具体化を図る上で、引き続き検討を深めていくことが適当であると考えてございます。



次に、ログの保存に関する取扱いについてでございます。アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログについては、請求前に消去されてしまう場合があるなどのため、発信者の特定に至らない可能性があるという課題が指摘されております。これの解決策として、1つには、プロバイダが保有している全てのユーザのログについて、一律に保存期間を延長すべきといった意見がございますが、こういった一律のログ保存の義務付けは困難であるとの指摘が多くの構成員からございました。これらの指摘を踏まえ、一律のログ保存義務ではなく、権利侵害か否かが争われている個々の事案に関する特定のログを迅速に保全するような仕組みについて検討することが適当であると考えております。したがって、当該仕組みの導入に向けて、前述の新たな裁判手続と共に、法改正を視野に制度設計の具体化に向けた検討を今後、深めていくことが適当としております。

続きまして、4ポツ目の海外事業者に対する発信者情報開示に関する課題でございます。現在の主要なSNSは、その多くが海外コンテンツプロバイダによるサービスであるところですから、今まで御紹介した議論の具体化の検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠であると考えております。したがって、前述の新たな裁判手続の仕組みの具体的な検討に当たっては、これらの観点も踏まえつつ、検討を進めることが適当であるとしております。

5ポツ目の裁判外（任意）開示の促進についてでございます。前述の課題により、裁判外での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘がございます。この点について、権利侵害が明らかである場合には、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば、プロバイダにアドバイスを行う民間相談機関の充実や、裁判手続において開示要件に該当すると判断された事例などをガイドラインにおいて集積するといった取組が有効であると考えられます。

このほか、開示要件の解釈について整理して、逐条解説等の記載の見直しを図ることが有効との意見がございます。例えば、逐条解説における「不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しない」との記載について、こういった点を整理しまして、逐条解説において明確化することが必要であると考えられます。一方、権利侵害が明らかではない場合には、要件該当性の判断がプロバイダにとって困難な場合、裁判所における判断に進んで、新たな裁判手続を通じて権利侵害か否かが明らかにされるような制度設計を図ることが適当であると考えられます。なお、この点に関して、判断を誤って裁判外で開示した場合の免責規定を設けるという方策も考えられます。ただし、多様

な課題から判断を誤って、裁判外で開示した場合の免責規定を導入することは不相当であるとと考えてございます。

最後に、第3章、今後の検討の進め方でございます。

まず、総務省においては、発信者情報の開示対象の追加について、電話番号を開示対象に追加するため、迅速に関係省令の改正を行うことが適当であるとしております。併せて、当該省令改正に関して円滑な運用が行われるよう、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説を改定することが適当であるとしております。

次に、ログイン時情報については、開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる開示関係役務提供者等の範囲を明確化する観点から、省令改正のほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、今後、具体化を進めていくことが適当であるとしております。

また、新たな裁判手続の創設、特定の通信ログの早期保全のための方策等については、本中間取りまとめを踏まえまして、今後、被害者の救済の観点のみならず、発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正を視野に制度設計の具体化を進めていくことが適当であるとしております。

また、本研究会では、これらの具体化に当たってさらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終取りまとめにおいて追加的に提言を行う予定としてございます。

事務局からは以上でございます。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。

そうしましたら、ただいまから約1時間程度の間、時間をいただきまして、ただいまの事務局の中間取りまとめの案についての発表につきまして、皆様から自由に御意見、御質問等をいただきたいと思います。

ただ、幾つか項目がございますので、項目ごとに時間を区切って御議論をお願いしたいと思います。それから、最後にまとめて全体に関する自由討議の時間も設けさせていただきます。ということで、まず、第1章、基本的な検討の背景及び基本的な考え方についてというところですが、この部分につきまして何か御意見、御質問等ございましたらよろしくをお願いします。

では、丸橋先生、お願いします。

**【丸橋構成員】** 脚注1において、発信者はコンテンツプロバイダに含まれない、旨明確にされましたが、余計に、分かりにくい用法なのではないかと思っております。コンテンツプロバ

イダという定義は、最高裁がたまたま使ってしまった言葉にすぎず、本来、CPと呼ばれる権利者や、配信事業者側を指す用語なので、混乱を避けるためこの用語を使うのはやめるべきです。たとえば「コンテンツ共有プロバイダ」のように、あくまでも発信者が別について、その発信者に対して情報発信の場や機能を提供するものというニュアンスがはっきり分かるような定義にしたほうがいいと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、続きまして、上沼先生にお願いします。

【上沼構成員】 2ページが一番下の行から、ロコミサイトなどのCGMで投稿されたという部分なのですが、これは事実関係としておっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、これは発信者情報開示制度の悪用というよりは、裁判制度の悪用のような気がしておりまして、弊害を考えると、発信者情報開示制度の問題なのか、裁判制度の問題なのかというのは分けて考えたほうがいいのではないかと考えているので、その点、コメントさせていただきます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。御趣旨の確認をさせていただきたいんですけども、発信者情報開示請求のために訴訟手続、あるいは仮処分手続を使うことが問題だという御指摘なんでしょうか。

【上沼構成員】 このロコミサイトに関する部分は、嫌がらせ、あるいは脅し目的に発信者情報開示制度を使っている人がいるという文脈だと思いますが、制度の悪用者は、書いた人が、仮に匿名じゃなくて実名だとしても訴訟を起こす人たちだと思います。したがって、ここで指摘されている悪用というのは、匿名表現を脅かすというよりは、どんな制度であっても悪用する人達がいる、という一般論の問題だと思います。発信者情報開示制度の悪用、という場合には、まさに、発信者情報開示請求制度の問題なのか、制度の悪用一般の問題なのか分けて考えたほうがいいかと思って、コメントさせていただきました。

【曾我部座長】 確かにそこはそうですけども、開示制度自体の問題ではなくてもっと一般的な問題であるという御指摘でしょうか。

【上沼構成員】 そうです。すいません。

【曾我部座長】 分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして、北澤先生に御発言いただきたいと思います。お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。2点ほどありまして、まず最初に、5ページの注釈の5です。実務関係者によると、仮処分の申立てから開示決定までに、通常国内プロバイダで1から2か月程度の時間を要するという御紹介をいただいております。この辺り、今まで私が時間に関する発言をしていなかったところもあるんですけども、大体、経験上、早ければ2週間ちょっとで終わるケースもなくはなくて、例えば、コンテンツプロバイダとして、実質的に開示を争うというよりも裁判所の判断が欲しいケースですと1か月以内に終わることも珍しくないという感覚です。

この書き方ですと、仮処分だと1か月はかかると思われるのが、実務の人間からすると若干違和感がありまして、できれば「通常2週間から2か月」程度の時間を要するといった表現にさせていただくと、実務家としても整合するというか、違和感ない表現になるかと思いました。

2点目なんですけれども、上沼先生の御発言なんですけれども、開示請求というのは裁判外でもできる話でして、意見照会を通じて発信者に対して、要は、これから訴訟をするんだとか開示請求しているんだみたいなコンタクトが取れる手続になっているので、もちろん裁判を悪用するケースというのもあると思うんですけども、裁判外での悪用事例の要素が出てくるという点もあるということだけ申し上げておきたいと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。大谷です。

今、北澤先生が御発言されたことに若干重複するんですけども、第1章の位置付けというのは全体、制度改定について、現在どうなっているかといったことを、ファクトを明確にするための部分ですので、実際に係る手続の平均的な時間などについては裏づけがしっかり取れたものを載せる必要があると思っております。

それから、前提となるものとして、例えば、2ページのところに現在の制度については様々な課題が指摘されていると、円滑な被害者救済が図られない声があると下に書いていただいているんですけども、実際にそういう声があるのも事実ですし、私自身もそう思っているところではあるんですが、声の裏づけというか、その辺りの事実関係を補強する事実、それから、レポートなどを丁寧に引用して行って、その上で制度改定についての立法事実があるのかどうかというのを明らかにしていく必要があると思っております、事務局にとっては大変な作業になるかと思いますが、特に手続に要する時間などについて、

丁寧に記載していただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。貴重な御指摘だと思います。

続きまして、栗田先生から御希望出ておりますので、栗田先生にお願いしたいと思います。

【栗田構成員】 栗田です。細かい点で恐縮ですが、【資料4-1】中間とりまとめ（案）6頁の冒頭部分では、「被害者救済という法益」と「表現の自由の確保という法益」が対立する法益として挙げられています。これは、権利侵害を受けたとする者の侵害されている権利そのものと表現の自由の確保という法益とを衡量するのではなく、飽くまでも被害者救済という手続的保障ないし権利が直接の衡量要素となるというご趣旨かと思いますが、ここでは「裁判を受ける権利」と明示されているわけではなく、両様考えられますので、もう少し特定する形で書いて頂ければと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。一応、6ページの1行目に裁判を受ける権利というのは出てきていて、それとの関係での被害者救済という書きぶりにはなっていると思うんですけども、もう少し直接的に裁判を受ける権利が対立利益だという書きぶりが望ましいという御指摘ということでよろしいですか。

【栗田構成員】 そうですね。「被害者救済という法益」では、少し曖昧な印象があり、どちらとも取れるように思います。

【曾我部座長】 ただ、ここは、発信者情報開示そのものは確かに前提的な手続なので、どのように構成するのかと、かなり多段階の構造の中で、いろんな書きぶりがあると思うんですけども、今の御指摘も含めて、また検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

ということで、第1章についていろいろ御意見をいただきましたけれども、時間の関係もございますので、取りあえず第2章のほうに移りたいと思いますが、第2章も多岐にわたりますので、第2章は節ごとに御議論いただきたいと思います。まず、6ページの中程の第2章の1、発信者情報の開示対象の拡大という部分、こちらについて御意見がございましたら、よろしく申し上げます。いかがでしょうか。

差し当たり、特にございませぬようでしたら、まず、先のほうに進みまして、後ほどもしあれば、全体のところで改めて御発言いただくということにさせていただきたいと思

ますので、次のところに参りたいと思います。

【曾我部座長】 お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。電話番号については、今、お話しになっているところに含まれていますでしょうか。

【曾我部座長】 電話番号のところは含まれています。

【栗田構成員】 申し上げますよろしいでしょうか。

【曾我部座長】 どうぞ。

【栗田構成員】 【資料4-1】中間とりまとめ(案)9頁には、電話番号を「発信者に直接連絡するために用いることは、必ずしも……目的から大きく逸脱した用い方であるとはいえない」と書いて頂いています。弊害が小さいという御趣旨であることは文脈から分かるのですが、もともと、電話番号を追加する必要性は、発信者の特定のためには電話番号を用いるほかないということの主たる理由としていたはずで、「発信者に直接連絡する」ことを正面から認めるような書き方は、もう少し慎重に検討して頂いた方がよいのではないかと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、次に北澤先生、お願いできますでしょうか。

【北澤構成員】 北澤でございます。11ページの注釈13のところですが、本文で、冒頭の下線部の「個々の通信とは無関係…」というところの注釈の御説明なんですけれども、「当該電話番号は侵害投稿通信という個々の通信との関係がうかがえるのではないかという指摘もあるところ、電話会社にとって、電話番号は当該侵害投稿通信とは無関係であると考えられる」ので、こういった個々の通信とは無関係という整理をして、通信の秘密の対象外と整備をしていると理解しました。

これは事務局への御質問になるのかもしれないんですけども、例えば、頭の体操的な事例なのかもしれないんですが、発信者の電話番号を持っているコンテンツプロバイダがアクセスプロバイダに、電話番号の氏名、住所を教えてくださいという照会があった場合に、権利侵害の明白性がなかったとしても、アクセスプロバイダとして、この電話番号、要は侵害情報に係るアカウントの電話番号について氏名、住所を開示するという形になったとしても、これは通信の秘密に反しないという整理をされているのでしょうか。その点が気になったのが1つ目です。

あと、もう1点なんですけれども、14ページの注釈の17のところ、この点、プロバイダが侵害投稿時のログを記録・保存していた場合であって、保存期間が終了して消去した場合ではなく、ログイン時の開示をすべき場合は「当初から侵害投稿時ログが記録・保存されていない場合に限るべき」という趣旨の注釈を書いています。これは、私は賛成して、現行の裁判例でも、もともと侵害情報のログを記録していたんだけど、それがログの保存期間経過によってなくなってしまった場合に、次の手段としてログイン情報の開示が認められるかという、私が把握する限り、それを認めた裁判例というのはないという認識です。ですので、今回の中間取りまとめによって、現行の裁判例より広い範囲でログイン情報の開示を認めるということにならないように申し上げておきたいと思えます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。1点目について、事務局への御質問ということだったんですけれども、事務局のほうでいかがですか。

【中溝消費者行政第二課長】 事務局、中溝でございます。先ほどの北澤先生の御質問の趣旨を十分に我々、理解できないところがございますので、御回答になるか分からないのですが、あくまでも弁護士会照会等というのは、弁護士法に基づいて、その必要があれば回答が認められるという趣旨で法律上定められている制度でございますので、そのような必要性に基づいて、弁護士会照会という法律にのっとり回答することができるという形の整理でございますので、今の御質問の回答になっているか分からないんですが、そのような必要性が認められる場合で、法律に基づいて請求がなされれば回答ができると、そういう整理をしているということでございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、続きまして、清水先生から御発言の御希望いただいておりますので、清水先生、お願いします。

【清水構成員】 清水です。今、北澤先生が指摘いただいたところと重複してしまうところが多いんですが、まず、11ページの一番上の、個々の通信とは無関係という点についてです。現状、弁護士会照会を使うときに電話会社がどういう対応をしているかということ、実際、電話番号をどういう経緯で取得したのかということを中心に重視して、何かのきっかけで、例えば、相手から電話がかかってきたから、その電話番号を知ったのだという形だと、それは通信の存在に関係するから通信の秘密の関係で回答ができないという回答をされることが多いという認識であります。

ですので、発信者情報開示請求に関連して、電話番号を取得しましたという前提で弁護士会照会をすると、恐らく通信の秘密を理由に回答は拒否されるのが現状の扱いではないかと思っています。別に、こういう整理をするんだったら、こういう整理をするという形でも構わないんですけども、一応、現状の実務ではそのような扱いになっていることを一応、御指摘させていただきたいと思いました。

あと、2点目が、先ほど北澤先生が指摘された14ページの注釈の17の点について、侵害時のログが消えた場合に、それ以外のログを開示請求できるかという点です。この点に関して、開示請求する側としては、相手を特定する手段が増えたほうがいいということがありますので、ここは消えているのであれば開示請求ができるという形に整理していただけるとありがたいと思っております。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。続きまして、垣内先生をお願いします。

**【垣内構成員】**      垣内です。ありがとうございます。

私も11ページの電話番号の件についてなんですけれども、今、原案の書きぶりは必ずしも分かりやすいわけではないのかという感じもしているんですけども、私の理解したところでは次のようなことかと考えております。というのは、このプロセスを全体として見ると、結局、コンテンツプロバイダのところに書き込みがされていて、それを誰がしたのかということが問題となっており、最終的には電話会社が電話番号を持っている人の氏名、住所を開示することによってそれが特定されることになるので、電話番号から照会を受けて氏名、住所を回答することが、最終的には書き込みを誰がしたのかという点について明らかにすることにつながるという点では、通信の秘密と無関係ということではないように思われるんですけども、ただ、その点については、言わばこの場合はコンテンツプロバイダが電話番号を開示しているということで、電話番号を開示すれば、氏名、住所が分かるという前提だと考えますと、結局、その点の通信の秘密については、コンテンツプロバイダに対する電話番号の開示請求の際に問題にされれば、それで十分と申しますか、判断がされるので、そこで開示されれば、その点については、もう要件が満たされていると。したがって、あとは電話会社としては、適切な弁護士会照会などがあれば、それに応じて構わないと、そういう整理なのかと理解しております。

ですので、先ほど清水先生が言われたようなことと、ここでの記載は必ずしも矛盾しないというか、そういう理解に立って書かれているかと理解をいたしました。



以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、北條先生にお願いしたいと思えます。

【北條構成員】 ありがとうございます。北條です。

8ページの脚注の10にも書いていただいておりますが、電話番号がログイン時等の本人確認機能として使用されていることといった限定が必要であろうかと思っております。要は、アカウントの利用者に適当な電話番号を書かれてしまうと、それを開示してしまった場合には、当然ながら、その人は別人の可能性がありますので、ログイン時の認証とか本人確認に使われているものに限定する、何かそのような記載が必要ではないかと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点は当然の前提だったんですけども、確かにそこは担保しないといけないかとは思えます。ありがとうございます。

ということで、今のところは、ひとまず以上にさせていただきまして、次のところに移りたいと思えます。第2章の第2節、ページで申しますと16ページです。新たな裁判手続の創設、それから、その次の第3節、ログの保存に関してというところについて、御意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。チャットでお知らせください。

丸橋先生からいただきましたので、よろしくお願ひします。

【丸橋構成員】 新たな裁判手続と、実体的請求権としての発信者情報開示請求権との関係についてです。、新たな裁判手続の導入について、17頁の4行目から「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」と書いてある、ここの書きぶりの趣旨を確認したいんですが、これは発信者情報開示請求権の実体的請求権というものを、まず捨てて、あくまでも発信者情報開示請求は、新たな裁判手続の中で実現する手続的請求権に縮小するという趣旨なのでしょうか。

そうだとすると、任意の開示請求の仕組みが無くなってしまわないかと危惧しています。その整理の仕方について、ここでわざと書き切っていないとも思えるのですが、事務局の考え方を、まず確認したいと思えます。

【曾我部座長】 では、お願ひします。

【中川課長補佐】 事務局、中川でございます。17ページ目の上のところの発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に替えて云々というところは、丸

橋先生の御指摘のとおり、実体法の請求権というものをなくして、何らかの手続を新たに創設する。つまり、元の実体法上の請求権はなくすという理解で書いております。

ただ、任意開示ができないのかという御指摘はごもっともだと思っております、実はこの点については、まだ議論がなかったので書けなかったところがございますが、ただ、後ろのほうで任意開示の促進というところは我々も重要だと考えておりますので、何らかの仕組みにより、任意開示ができる制度は残すことが必要だと考えておりますので、こういった点が、まさに今後の議論になってくるかと思いますが、何かしら任意開示を可能とする規律と併せて考えていく必要があるのではないかと事務局としては考えております。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。丸橋先生、今のお答えでよろしかったでしょうか。あるいは、もしよろしければ、ほかの点も含めて御意見いかがでしょうか。

**【丸橋構成員】** 書きぶりの趣旨の確認は一応できました。意見としては、任意開示の可能性を今以上に縮減するとののは反対です。逆に広げる方向で検討していただきたいと思っております。

では、退出いたします。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。今の丸橋委員の御質問については、私も同様の認識をもちましたので、何らかの形で書き込むこともあり得るのかということは考えております。それで、今の点について御意見があるということで、清水先生、お願いします。

**【清水構成員】** 清水です。実体法上の請求権をなくすという話になってしまうと、現状よりも被害者側の権利性というのが弱くなってしまうことになるので、結果として、権利が弱くなってしまうということになるのではないかと思います。

ですので、必要な手続等、新たな裁判手続を導入すること自体はいいとしても、これを選択的に選べる形、例えば労働審判と労働裁判は両方できる形のような、そういう手続を考えていただくほうがよいのではないかと考えています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。垣内先生からも御発言希望をいただいておりますので、よろしく申し上げます。

**【垣内構成員】** 今の点に関してですけれども、私の理解では、新たに例えば非訟手続として何か手続を作るときに、そこで判断され、実現される権利というのは、それ自体としては、恐らく実体法上の請求権ということではない、訴訟法上の開示義務といったもの

を別途考えることになるのかと思っております、というのは非訟事件ですと、純然たる実体法の権利義務について、確定的に判断することができないわけで、仮に実体法上の請求権そのものが問題なのだとしますと、非訟手続や何かをやっても、また訴訟でさらに争う機会を与えなければ、憲法上の問題も生ずるところがあつて、どういう形で合理的な手続をしくのかと、後で記載もあります、蒸し返しの点などが問題となっているところですので、難しくなってくるところがあると。

ですので、1つの方向としては、そもそも実体法上の請求権を廃止と申しますか、ないものとして、非訟手続等で判断される実体法上の請求権とは異なる手続上の権限と申しますか、そういった義務に一本化するのが1つの方法ということで、こういう記載をされているかと思いますが、ただ、既存の手続として、例えば、実体法上の閲覧請求権等が認められる場合に、訴訟上の文書提出義務を認めるという制度がないわけではありませんので、場合によっては非訟手続等で判断される義務と実体法上の請求権を併存させていくことも、論理的には全く有り得ないことではないかと思われまますから、この点については、引き続き、任意開示の制度の裏づけをどのような形で考えるのかといった点を踏まえて検討していく必要があるかと考えておりますので、そういう意味では、ここでは例示ということで、こういった提案がされているということですから、必ずしも決め打ちということではないのかもしれませんが、今後の検討が必要な論点ではないかと理解しております。

以上です。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございます。この点は重要な論点になろうかと思えます。

そのほかいかがでしょうか。では、北澤先生からお願いしてもよろしいですか。

**【北澤構成員】** 今、お話があった任意開示の部分とも関連するんですけども、別途資料4-2で意見書を連名で出させていただいております。一部、お話も重なるところなので、意見書の概要を若干御説明させていただくと共に、御意見も申し上げたいと思います。

今回、中間取りまとめに関するお願いと題する書面を出させていただいております。時間的な制約とか、私が御連絡先を把握していないこととか、一部の構成員の先生方にはこういったものを出すと御連絡できないまま、こういった形になってしまって誠に申し訳ありません。この場をお借りして、お詫び申し上げます。

概要なんですけれども、今、テーマで出ております、新たな裁判手続の創設についてい

ろいろ議論されているところなんですけども、資料4-2の冒頭の3行目にありますように、最終的な文案の確定は座長の曾我部先生に一任をしたいと思うんですけども、このテーマについて、前回の研究会で提案がされたばかりで、必ずしも議論が十分に尽くされているとは言えないのではないかとこのころは気になっております。ですので、以下の点についてお願いをいたしますということで、条件付一任みたいな形で御意見を申し上げております。

まず、1点目なんですけど、「現在認められている匿名表現の自由と通信の秘密の保障レベルを下げないようにすること」をお願いしたいと思っております。新しい制度を検討するに当たっては、匿名表現の自由の保障とか、こういった通信の秘密の保障のレベルを今までよりも下げるべきなのか、維持するべきなのかというのは重要な検討事項の1つだと思っています。現行法だと、住所、氏名は訴訟手続ではないと開示されないという形になっています。ですが、新たな裁判手続では、今、ありましたように非訟手続で開示されることが想定されていることとなります。非訟は立証ではなく疎明で足りることを原則としていることからしても、今よりも開示が認められやすくなるという側面は否定できないと思っています。今よりも開示が認められやすくなるということは、今よりも匿名表現の自由の保障や通信の秘密の保障のレベルが下がることにつながるのではないかとこの懸念をしています。

ですが、御承知のとおり、匿名表現の自由の保障の位置付けとかそういったテーマについては、まだ、この研究会で一切議論がされていないという認識です。そういった議論がされないまま、匿名表現の自由の保障とか、通信の秘密の保障のレベルを従来よりも下げるとこの制度設計を、先に進めてしまうということについては強く懸念をしています。ですので、中間取りまとめを確定するに当たっては、こういった議論がされていない以上、現在認められている匿名表現の自由と通信の秘密の保障のレベルを下げないようにすることをお願いしたいと思っております。もし下げる必要があるのであれば、それはその点について十分な議論を経た上で整理をすべきと考えています。

2点目は、お話にもあったように、非訟手続を創設するために、今、認められているプロバイダ責任制限法4条1項に基づく開示請求権がなくなってしまうという点です。これは私個人の希望なんですけども、4条1項がなくなって、訴訟外の開示請求ができなくなるのであれば、これははっきりと取りまとめに書いていただきたいと思っています。これは、専門家であれば非訟手続を採用するということは発信者情報開示請求権が実体法上の

権利関係ではなくなるんだらうと、何となくそういう理解はすぐできると思うんですけども、多分この取りまとめをお読みになった、例えば被害者側の方もプロバイダ側の方も、非訟化するという形で、今よりもスムーズになるんだらうという印象は持っていただくことになると思うんですけども、これを読んで、じゃあ裁判外で法的な請求権ではなくなってしまうところまで、読み込んでいただけるのかという気がしております。

ですので、先ほどからあるように、4条1項が無くなくなると、裁判外で法的な開示請求権をすることができなくなると。そうすると、私もプロバイダ側として懸念しているのは、任意開示も当然されなくなるというか、少なくとも今より減るのではないか。例えば、今、事務局のほうから任意開示できるような措置を御検討いただくことにはなるんですけども、ただ、法的な開示請求を受けている立場ではなくなるわけですので、仮に任意開示をできる場合というのを、例えば別途規定する形にするとしても、プロバイダにとって誤開示のリスクは残るんです。間違えて開示した場合には、発信者から請求を受けるという形は恐らく変わらないと思うんです。そうすると、今より任意開示が減ってしまって、かえって被害者の保護に欠けるのではないかという点は、これは私も強く懸念しております。したがって、2の点については慎重な検討を行うことをお願いしたいと思っております。

あと、最後は3なんですが、「新たな裁判手続の創設を既定のものとする事なく、前記2点に関して問題が生じた際には、再度の見直しも含め、当研究会その他のしかるべき検討会において再度の検討を行うこと」というお願いをさせていただいております。

中間とりまとめ案の17ページの冒頭の下線部のところでは、「発信者情報開示請求権という実体法の請求権に基づく開示制度に代えて、…（新たな裁判手続）を創設すること」について検討を進めることが適当であるとされています。3つ目のお願いを端的に申し上げれば、今回の取りまとめ案で、新たな裁判手続の創設が確定事項ではないことを確認したいという趣旨になります。御承知のとおり、新たな裁判手続は具体的な内容について、十分な議論がされているとは言えないという認識です。

しかも、内容は憲法上の人権に直接関わるもので、検討の結果、新たな裁判手続の創設はすべきではないとか創設は難しいという結論となることは、現時点では当然にあり得ると思っております。そういった重要なテーマであるにもかかわらず、まず、制度を作ることを決めて、内容は後で決めるというのは、私は順序が逆だと思っております。さらに言うと、今回の新たな制度の創設というのは何も無いところから今、初めて出てきた議論ではなくて、プロバイダ責任制限法という法律ができたときから、あとは10年見直し、平成23

年の提言のときにも、当時の有識者の先生方が議論して、それでも創設は難しいという形で今に至っていると理解しています。こういった20年近く検討されていたんだけど難しいとされていた制度の設計が、前回の1時間弱の議論でできることになりましたという結論になるのは、社会情勢が変わったというだけで説明できるのか、あまりにも必要な議論というかステップを飛ばし過ぎているんじゃないかというのが私の率直な感覚です。

ですので、3について、もちろん良い制度であれば、それを作ることは誰も反対する方はいないと思うんですけども、必要な議論を通じて、現時点で作ることだけ先に決めるといわけではないことも一任の条件としていただくよう、お願いしたいと思います。

長くなってしまったので、差し当たり以上です。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。問題意識は非常にごもつともなところがございますので、しっかり受け止めていきたいと思っております。

続きまして、では、若江構成員、お願いします。

**【若江構成員】** 若江です。ありがとうございます。先ほど北澤先生がほぼ言い尽くしてくれているかというところもあるんですけど、私も同様の感想を持っています。

前回、急に出てきた印象で、1時間ぐらいで方向性を決めてしまうのはどうしても違和感があります。確かに非訟手続というのは、制度設計に自由度も高く、そこが対応すれば懸案だった海外事業者への送達の問題とかコンテンツ共有プロバイダからアクセスプロバイダにつながるようなログの保存問題とか、悩みの種だった部分が解決されるかもしれないということで、使い勝手のいい制度になるかという期待も持てるんですけども、自由に作り込めるということは、逆に言えば、きちんとした作り方をしなければ、一方の当事者の利益を大きく損ねる危険と背中合わせなんじゃないかと感じていますので、本来だったら、まずは予想される様々な危険性について、多角的に検討して、危険の目を一つ一つ潰していく必要があるんじゃないかと思っております。特に非訟手続であっても、適切な手続保障がなければ、憲法32条の裁判を受ける権利との関係で、憲法違反の制度になってしまうおそれもないわけではないと思いますので、告知弁解防御の機会の保障に配慮する必要があります、17ページ以降、いろいろな課題が書かれていますけれども、これらの課題がきちんと解決されることをもって、制度の検討を進める条件としてもらわないと不安な点があるかと思っています。

個別のところなんですけれども、例えば、開示要件の権利侵害の明白性は、ぜひ維持していただきたいと思っております、ここだと「より緩やかなものにすべきという考え方

がある一方」と書いてありますけれども、少なくともこの検討会の中で積極的にそのような発言をされた方はいらっしゃらなかったんじゃないかと記憶していますし、特に構成員の中でも、被害者側の代理人も務める清水先生ですとか、プロバイダ側の代理人を務める北澤先生とか、第一線で活躍し、実情を知っているような方たちが、いずれも要件維持が重要だと発言されているという点はすごく重いんじゃないかと思ひまして、ここは本来、「極めて慎重であるべき」という表記にするべきじゃないかと思ひました。

疎明か立証かという問題も、「実務上は疎明でも証明でもあまり変わらないという指摘がある」と書かれていますけれども、現状で本人尋問をしている人が少ないから、ということと、制度として用意しなくていいというのは別だと思ひます。本人尋問ができなくなったら、陳述書に嘘があっても見破ることも難しくなりますので、そこら辺は重要な攻撃防御の武器と思ひますので、ぜひ証明でお願いしたいと思ひています。

あと、長くなって大変恐縮なんですけど、プロバイダの真摯な防御のところは、今は、不熱心な防御をしたら、通秘の関係で29条の業務改善命令の対象になる可能性があると思ひうんですけども、この書きぶりだと新しい制度では「契約上または条理上」、発信者のために防御活動を行うのが適当としか書いていないんですけれども、事業者は違法にならないと思ひとまじめに防御してくれるかどうかというのは分からないところもあるので、発信者のために真摯に対応しないことは通信の秘密の侵害に当たる可能性があると思ひ記していただきたいと思ひています。

取りあえず、以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。

続きまして、上沼先生にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

**【上沼構成員】** 上沼です。新たな裁判手続に関して言えば、非常に大きな制度であることは間違いないので、慎重な検討が必要だというのは皆さんがおっしゃるとおりだと思ひいます。ただ、今現状、既に起こっている障害をどのように解決するかという視点も必要なものではあると思ひますので、いろんな方面からの考え方を含めて検討は進めていただくことは、多分ほかの先生方も反対はされていないんだと思ひうんです。

そのときに、こちらに書いていない論点で私が気になっていることがありまして、恐らく、当事者がプロバイダであるということは17ページには書いてあるんですけども、このときのプロバイダというのは、最初の段階で見えているのはコンテンツプロバイダなんだと思ひうんです。コンテンツプロバイダというと丸橋先生に怒られちゃうかもしれない

ですけど。とすると、1つの手続で発信者情報の開示を受けようとする、情報を持っているアクセスプロバイダからの情報をどのように吸い上げるかということが重要でありまして、私の考える範囲では、うまく吸い上げる方法が少し難しい感じがするものですから、せつかく新しい手続を検討されるのであれば、実効性も含めて御検討いただきたいと思います。

今までの反対当事者の利益のところについて検討すべきという点については反対するものではありませんが、実効性のところと一緒に併せて考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、前田先生にお願いいたしたいと思います。前田先生、お願いします。

**【前田構成員】**      前田です。新しい裁判制度について、既に北澤構成員、若江構成員などがおっしゃったことと、私も問題意識は共有させていただいているところでして、この手続の導入を進めるべきということは、私はそう思うわけですが、ただ、たくさん論点もありますので、慎重に検討すべきということだと思います。

具体的ところで2点ほど申し上げたいんですけども、まず、1点目が、新しい非訟手続とした場合に、実体法上の権利が全くなってしまうのかということなんですけれども、実体法上の権利がなくなると、裁判外での権利行使がどうなるのかというのは大きな問題であるように思いまして、先ほど垣内先生も少しおっしゃっていたと思うんですが、実体法上の請求権と構成した上で、非訟手続を第一義的な権利実現の場所として扱うことも可能なのではないかと思ひまして、そういった制度設計も視野に入れるべきかと思ひます。

その場合、争いがある場合には、最終的には訴訟で解決ということ担保しないと、裁判を受ける権利との関係で問題が生じてしまうとは思ひますが、逆に言えば、そこまで争いがあるものについては、手続保障を十分にするという考え方もあり得るのではないかとと思ひております。

次に、2点目なんですけれども、この制度を実現するに当たって、発信者の手続保障の問題と、それから制度の濫用の防止が重要だと思ひます。発信者の手続保障については、プロバイダが発信者の被害を代弁する立場になることが期待されると思ひますが、プロバイダにどうやってインセンティブを確保するのかということが必要になると思ひま



す。一般的にプロバイダは発信者を保護すべき責務を負っているということになっておりますけれども、プロバイダと発信者に利益相反がないとも言えず、そういった場合に発信者の利害を主張させる適切な仕組みというのは必要なんだと思います。

匿名性を担保しながら発信者自身が手続に関与できる仕組みが重要だということも指摘されておりまして、それはそのとおりだと思います。もし決定に対して不服がある場合の不服申立てについても、発信者が主導的に匿名性を保ちながら関与できる仕組みというのも検討の余地があるのかと思っております。

私からは、差し当たり以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。その後は、北條先生からログの保存について、一言発言希望ということですので、まず、北條先生に御発言いただいて、その後に北澤先生に、もう一度お願いしたいと思います。

**【北條構成員】** ありがとうございます。北條です。

ログの保存に関しての前に、先ほどから皆さんが申し上げていただいている非訟事件としての新たな手続について、どちらかといえば、既存の制度に変えるのではなく、並存する制度として新設するという方向もあるのではないかと思います。つまり、今までの権利を含む手続を全部なくして非訟事件だけにするというのではなく、今回の手続も新たに追加し、選択できるという方法もあるのではないかと思いますので、発言いたします。

もう1点がログの保存に関してです。20ページで、ログの一律の保存義務はしないことがいいという意見がございますけれども、これに関して、一律の保存義務ではなくて特定のログを迅速に保存できる仕組みを記載していただいております。この記載に基づきますと、要はログの保存していないコンテンツプロバイダとかが特定のログを保存するように命令されたときには、保存していないにもかかわらず、保存する義務が生じるのではないかと思います。

つまり、ログの保存ができるシステム作りをしておかないといけなくなる気もしますので、それはそういう意図なのか、それともログをそもそも保存しないシステムであれば、もし特定のログを保存するようにと命令されたとしても、保存できないということで問題ないのかという点が懸念されたところがございますので発言いたしました。ありがとうございます。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。たくさん御発言希望をいただいておりますので、

続けて、お願いしたいと思います。次が北澤先生、お願いします。

【北澤構成員】 一度発言しているのに申し訳ありません。手短に2点ほど申し上げます。

1点目は、先ほど若江さんほうから疎明と立証の違いについてというところで御指摘いただいた点で、前回、私が十分発言し切れていなかったんですけども、発信者から詳細な反論が返ってきて、事実関係について争いが生じることは、これは実際あります。その場合、請求者側の陳述書の証拠力が重要な争点になるんですけども、発信者というかプロバイダの立場からすると、陳述書の証拠力を争うために最も重要な攻撃防御手段は本人尋問で反対尋問をするということになります。今、アクセスプロバイダが本案訴訟をやっているので実際に尋問をするケースは少ないんですけども、本案訴訟で尋問すること自体はあります。実際、私の事務所でもそういう事件がございます。アクセスプロバイダの立場を踏まえても、実際に尋問を行うかどうかはまた別として、いざとなれば尋問できるという前提で訴訟活動をするのと、尋問という手段が取れないという前提で訴訟を進めることとでは大分方針というか、防御手段としての程度が変わってくる認識です。ですので、今の取りまとめで、例えば、実務上、疎明でも問題ないかの表現については、私は実際と違うということで、ここは反対を申し上げておきたいと思います。

2点目は、ログの保存の問題、先ほど北條先生からも御指摘があったとおり、率直な感覚として、ログも早期に保存できるのであれば、前回申し上げたように私は1回の裁判を検討するなら、訴訟でやることをまず検討すべきだという考えなんですけども、保存さえできれば、訴訟で十分にじっくり審議すればいいのではないかと、いうところが1点ございます。確かに、訴訟だと時間がかかるという問題があります。それは否定できない。ただ、時間がかかる、要は時間が短縮できるという利益と、一方、訴訟以外の手続を創設するなど手続を簡素化することによって発信者側の手続保障や、例えば、表現の自由のレベルを下げることになるという関係になる場合に、時間のほうが手続保障や表現の保障の程度より優先されるのかというところは慎重に検討したほうがいいと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。続きまして、大谷構成員にお願いしたいと思います。

【大谷構成員】 ありがとうございます。今まで皆様が御指摘されてきたことと重複する論点かもしれませんが、これまで資料4-2、意見書にも書かせていただいていた

ることについて触れさせていただきたいと思っております。

現在の資料では、事務局側の資料の18ページの下の部分です。最後のパラグラフで、訴訟手続に変えて非訟手続とした場合の懸念される問題点について幾つか列挙していただいているところなのですが、現在でも既に指摘されている課題が多数ありますので、それをもう少し箇条書にして、それぞれのメリット、デメリット、そして発信者の適法な表現の保護に対して、どういう影響があるのかといった点についても分析した上で計算することが望ましいと考えております。

それが必ずしも現状追認ということではなく、手続の迅速化に向けて新たな方法を模索するということ、そのものはぜひ検討を進めるべきだと思っておりますが、現在の問題というのは、匿名表現の中に、本来であれば保護されないものがありますけれども、手続に時間がかかるなどの理由で、本来、開示されるべき発信者情報が開示されないままになってしまっている。それを、手続を早く進めることによって適切に開示できるようにすること。それだけに取り組んでいるわけで、それを超えて匿名表現の保護のレベルが後退することは誰も望んでいない状況だと思います。その辺りの線引きをはっきりさせるために、もう少しこの辺りの分析を掲載していただく必要があると思っております。

非訟手続化することによるメリットについても併せてもちろん掲載していただく必要がありまして、今、何となく文章で散文的に書いていただいているところなんですけれども、送達上のメリットですとか、非公開であるとか当事者の参加のさせ方についてもフレキシビリティがあるといったメリットと、それによって損なわれるもの、懸念されている発信者側、あるいはプロバイダの負担といった問題点について、どのような問題があり得るのかといったことを一覧できるように掲載していただくことを求めたいと思います。

以上でございます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

続きまして、栗田先生にお願いしたいと思えます。栗田先生、お願いします。

**【栗田構成員】**      栗田です。ほかの構成員の先生方とほとんど重複していますが、公開される文書としての表現の仕方について、一言、コメントを申し上げたいと思えます。

「新たな裁判手続」について、現在の表現では、実体法上の発信者情報開示請求権の廃止と新しい非訟手続等の導入という大きな問題を扱っているわけですが、例えば、非訟手続で発信者情報の開示が行われるとすると、裁判を受ける権利との関係でも問題が生じるなど、その当否については本日も議論がございました。そうしますと、中間取りまとめとし

ては、新しい裁判手続の導入について肯定的な印象を与えるような表現は差し控えるべきではないかと思います。

例えば、【資料4-1】中間とりまとめ（案）17頁の「……創設することについて、法改正を視野に検討を進めるが適当である」という記述は、脚注22を考えに入れても、かなり肯定的な印象を受けるところです。そのほか、本文中には、実体法上の発信者情報開示請求権の廃止と新しい非訟手続等の導入という「新たな裁判手続」の創設を前提とするような表現も散見されます。上沼構成員から御指摘があったように、このような制度の採否を含めて議論の俎上にのせるという御趣旨であれば、より中立的な表現になるように気を配っていただければと思います。

以上です。

【曾我部座長】      ありがとうございます。

時間の関係もございますので、次のテーマに移りたいと思いますが、第2章の第4節、5節、海外事業者の関係、それから、任意開示の関係の部分について、御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

上沼先生から御希望ありましたので、よろしく願いいたします。

【上沼構成員】      先ほど北澤先生から、10年見直しのときにもというお話があったと思うんですけども、そのときと現在の一番の違いが海外事業者への発信者情報開示請求が圧倒的に増えているという問題なんだと思います。本来、保護されるべき被害者の救済が難しくなっている1つの原因が、海外事業者に対する発信者情報開示という問題があります。したがって、ここを具体的にどうするのかというところが重要だと思います。送達の話に関して言えば、前々々回も出ましたけど、例えば、電気通信事業法上、行政法上の話とは言っても日本の登録を行うのであれば、そこが送達場所となる可能性についての検討などですね、ただ、登録をしない海外事業者もいると思いますので、そのような場合、例えば、日本に子会社がある場合については、そこへの送達の可否を検討するなどもあるかもしれません。新しい裁判制度の検討も重要だと思いますが、既存の枠組みで何かできることがあるかということも一緒に考えていただけるといいかと思っています次第です。

こちらに手を付けると民事訴訟法の問題になってしまうので難しいというのはよく分かっているんですけども、ただ、現状からすると検討の素材にさせていただければと思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今おっしゃったのは、会社法の外国法人の登記の問題とか、そういうことでしょうか。

【上沼構成員】 外国法人の登記の話は、今は言わなかったんですが、そこはもちろんそうだと思います。もしかすると、外国法人が登記していない件については、過料の執行がないのではないかと個人的には思っております。なぜならば、もともと過料の裁判は、法務局が登記申請を受けて、懈怠があったということに気づいて、過料の裁判になるのですが、外国法人の登記に関しては、そもそも登記がない訳なので、過料対象の登記懈怠に気づく端緒がないような気がします。そういう意味では、外国法人の登記懈怠について、過料の制裁を実際に行われたことがあるかどうかについては、個人的には知りたいところだとは思っています。なお、先ほどは、電気通信事業法の登録をうまく使えないかということを書きました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、引き続きまして、清水先生、お願いいたします。

【清水構成員】 清水です。今、ちょうど話が出てしまいましたが、外国会社の登記の話が発言しようか思っておりました。

新しい裁判手続が仮にできたとしても、適宜の方法での送付という形に恐らくなくて、現状だと3週間程度という形でどうしても時間がかかることになってしまいます。これが仮に外国会社の登記がされれば、日本法人と同じように1週間程度で送付できるようになるかと思っておりますので、これは現状、仮に新しい裁判制度ができるとしても、時間の短縮という観点から非常に有用なのではないかと思っております。ですので、総務省の管轄ではないと認識はしておりますが、外国会社の登記を促す方策を取っていくことも重要ではないかと考えています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、北澤先生、お願いできますでしょうか。

【北澤構成員】 北澤です。先ほどから、上沼先生や清水先生のお話の外国会社の登記というところは、私も全く同じ意見と言いますか、検討すべきだと思っておまして、結局、1回で裁判をやるときに、その裁判を訴訟でやるという選択というか、訴訟をベースにすることが検討しにくいというところの1つの要素として、海外事業者に対する送達の問題というところが恐らくあるんじゃないかと思っております。

この課題、外国会社の登記制度の遵守、活用というのは、ぜひ検討したほうがいいと思っています。海外のSNS事業者が国内で継続的に取引をしている状態ということは、これは明らかだと思っていて、もし国内の代表者を登記させて、国内の代表者に送達することが可能であれば、今の海外事業者の送達の課題というのは、かなり大きく改善されるのではないかと思います。

まさに今、新しい制度も含めて検討を進めているところなんですけども、それに当たって、外国会社登記という現行の制度にヒントが今、あるわけです。上沼先生がおっしゃったように、多分これは過料ぐらいしかなくて、遵守はほとんどされていないんじゃないかなという認識ではいるんですけども、海外事業者に今ある法律を守ってもらえないから別の制度を作ろうというのは、少し飛躍しているのではないかという気がします。まず、現行制度でどういった改善ができるのかという検討をして、例えば、ルールがあるのに執行とか実効性がないのであれば、執行や実効性の改善のためにどういう方法があるのかという検討をして、それでも難しいという形になれば、新しい裁判を検討するというステップを踏むべきだと思います。そうしないと、今の会社法の外国会社の登記というのは何のためにあるんですかという話になりかねないので、もちろん会社法ですと他省の話なので取りまとめで書けとか、それは難しいのは十分承知しているんですけども、ただ、開示制度をよくするために他省の法令が関連してくるのであれば、それは当然それも含めて私は検討すべきだと思います。そういったところで広い観点で、よりよい制度を設計できればと思っています。

以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございます。そのほか御発言ございますでしょうか。よろしいですか。

では、この点については、以上とさせていただきます、最後に全体について、お願いしたいと思いますけれども、今まで取り上げました点などございましたら、最後に全体について御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら、清水先生でしょうか。

**【清水構成員】** 清水です。先ほど、北條先生が発言されていた、8ページの注釈10のところですか。SMS認証に管理されたものに限るべきだという発言もされていたかと思いますが、これは私の考えとしては、限るべきではないと思っています。虚偽の番号が登録されている場合があるということももちろんあると思いますが、それは住所とか氏名

でも同じことが起きるわけです。

虚偽の住所や氏名が登録されていてもそれを開示するというのが現在の形ですが、電話番号だけ別の扱いにする理由はないと考えます。そのため、ここも特にSMS認証に限ってという限定を付ける必要はないのではないかと考えています。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。

それから、鎮目先生は、チャットでのコメントは御発言希望ということではなくということですが、もし御発言いただくことがあれば、お願いします。よろしいですか。

**【鎮目座長代理】**      特に発言させていただくまでもないかと思いますが、新たな手続きを設け非訟事件にするという事務局の案を事前に拝見させていただいた際、基本的にはこれに賛成だったのですが、本日先生方から様々な御指摘をいただいて、かなり慎重な検討が必要だということは十分に理解できました。

ただ、現在、発信者情報の開示の在り方について、様々な問題があるということは、恐らく争いが無いところかと思えますので、最終的にゼロ回答もあり得るという中間取りまとめでは理解されにくいように思います。何らかの解決が必要であるということは、恐らく確かかと思われしますので、新しい手続の導入が仮に難しいのであれば、現在の制度をどのように改善したらよいかを示す必要があると思います。現在の制度を維持しつつ改善するのであれば、どのような方法があるのか、その課題は何かを明らかにした上、それと非訟手続という新しい制度を導入する場合とを比較検討するといったことが今後必要なのではないかと感じた次第です。

一般的なことであまり意味がない発言ですが、以上です。

**【曾我部座長】**      どうもありがとうございます。無理やりお話いただいたような感じで、失礼しました。

それから、北澤先生、上沼先生、若江さんから御発言いただけるということですので、それぞれ簡潔にお願いできますでしょうか。まず、北澤先生、お願いします。

**【北澤構成員】**      北澤です。2点、最後に申し上げたいと思います。

第3章のところ、先ほど来も若干重なる部分ではあるんですけども、23ページの下から2パラ目、最後の部分で法改正を視野に制度設計の具体化を進めていくことが適当であるという表現になっています。もしも、これは事務局への確認になるのかもしれないんですけども、今、中間取りまとめで事務局としても、この制度を作ることを先に決めると

考えていらっしゃるのであれば、この表現はどちらかというと、制度を作ることは決まって、これから具体化していこうと、そういう表現と読むのが素直かという印象を持っておりまして、そこは実態に合わせて、例えば、「制度創設の可否を含めて」検討するといった表現にさせていただくとか、より国民にとって分かりやすい形にさせていただきたいと思います。

先ほど鎮目先生がおっしゃったことは全くおっしゃるとおりだと思っております、何らかの方向性を示すことは確かにすごく重要だと思っておりますけれども、その方向性を示すほどの議論が今できているかどうかというところが非常に悩ましいなと個人的に思っております。

あと、もう1点は、先ほどの中で権利侵害の明白性の要件の緩和について、若江さんのほうから御指摘があったんですけれども、私はこれはこの検討会で、皆さん慎重ないし反対という御意見もありますし、ここは極めて慎重に検討すべきという形で整理をしておいたほうがいいと思います。実務の人間としても、現場で権利侵害の明白性の要件を緩めたほうがいいという話は、私は聞いたことがありません。相手方の先生からも、裁判所からも私は聞いたことがなくて、あまりこれがずっと残っていると何か別のメッセージにならないかというのを若干懸念します。検討会でこれだけ反対があるのにずっと残っていると、これは実は何か緩和をこれからしようとするんじゃないかという受け取られ方というか、メッセージになってしまうのを若干懸念しております、その点について御検討いただければと思います。

以上です。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。では、若江さん、お願いします。

**【若江構成員】**      若江です。ログの保存に関する取扱いのところ、ものすごく私は大切だと思っております、先ほど鎮目先生から、非訟ではなかった場合に何か実効的な方法があるのかというお話とも関連するんですけれども、私は削除みたいな、現在進行形で広がっている被害の拡大を防止しなければいけないという削除に比べると、開示請求の場合は、過去に行われた権利侵害についての責任追及のために行きされるという側面がありますので、ログを早期に確実に保存することさえできれば、開示の可否については慎重に判断することが可能だと思っておりますので、その意味で、このように発信者特定の手続とそれを開示する手続を分割して、特定情報は秘密にしたまま保存するという仕組みができれば、かなり、発信者に対する手続保障のレベルを下げることなく、被害者の救済が実現



できるようになるのではないかと考えておまして、これを通常の訴訟でやるには、解決しなければいけない問題があるということも分かるんですけども、まだ通常の訴訟では本当に実現が困難なのか、それについての議論が深まっていないところでもありますので、ここを深く検討していただきたいと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。上沼先生、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。今回なんせ中間取りまとめなので、細かい論点はこれから検討すると認識しています。23ページにもそのように書いてありますので。ですので、私としては、既存の制度にこだわることなく、いろんな可能性をぜひ検討していただければと思っています。なぜそれが重要かという、私は通信の秘密というのは非常に重要な権利だと思っているのですが、どうしても通信の秘密の重要性は実感がなく、被害者の被害の部分のほうが大きく見えがちです。その中で通信の秘密の重要性を訴求するためには、具体的に何が問題かを丁寧に検討しないと、通信の秘密というよく分からないものために被害者の権利が侵害されていていいのかという議論になってしまいがちだと思っています。

そうならないためにも、ぜひいろんな方法を検討していただければと思いますし、通信の秘密の検討の際には、それが具体的にどう問題なのかということまで含めて丁寧に検討をしていただければと思います。一般論ですけども。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

ほかに御発言ございますでしょうか。垣内先生、お願いします。

【垣内構成員】 垣内です。どうもありがとうございます。

今、直前の御発言にもありましたけれども、いろんな点について、今後さらに検討を深めていくことが重要なんだろうと考えておまして、私自身は裁判手続について何か工夫できる場所があれば、ぜひ検討しておく必要があるかと思っていますけれども、何か一定のタイプの手続を創設することをもう決めましたと思われるような記載が適切でないだろうというのは、先生方のおっしゃるとおりだと思いますので、その辺りの修文については、なお工夫していただければいいかと考えております。

それから、直前の御発言にも関係するかと思うんですけども、私自身もログの保存の問題というのは非常に重要で、これがうまくいくかどうかによって、本体の開示まで行くかどうかというところの判断を、どの程度、慎重な手続を組めるかということが大分変わ

ってくるところはあるんだろうと思います。

ただ、そうであったとしても、開示請求というのは、あくまで情報発信によって被害を受けた当事者から見ると、相手方が分かるころまで、そういう意味では入り口に行けるということに過ぎないわけですし、被害の回復という点では、その後にさらに場合によっては損害賠償請求訴訟といったことも必要になり得ることを考えますと、恐らく事務局の提案の背景には、こういう考慮があるのかと思いますが、発信者情報の開示請求自体を実体法上の請求権として設けておくことの合理性については、本来であれば、検討の余地がある問題なんだろうということで、しかし、その点について、検討会で十分にこれまで議論されてきたということではないと思いますから、その辺りも含めて、なお、いろいろと議論が尽くされる必要があるかと考えております。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。ほかに御発言、よろしいでしょうか。北澤先生、では、簡潔にお願いします。

【北澤構成員】 度々の発言、恐縮です。北澤です。今、垣内先生がおっしゃったログの保存は、私もこれはすごく重要だと思っていて、現行制度の問題として何度も申し上げているんですが、タイムリミットの問題、これはすごく重要だと思っています。プロバイダ側の立場でいろいろやっていると、ログの保全でのごく苦勞する事例というのは実は結構あつたりします。

今後の進め方のお願いなんですけども、恐らく既に検討されているかもしれないんですけども、ログの保全がどういう形でされるのか、どういう課題があるのかななどについては、事業者側の意見を直接お聞きする機会、私は必要だと思っています。その点だけ一言、よろしくお願いします。

以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。ほかによろしいですか。

よろしければ、討議のほうは以上とさせていただきたいと思いますが、もしチャットのほうで御発言希望をいただいているようであれば、発言いただけますか。大丈夫ですか。

よろしいようですので、討議は以上とさせていただきます。大変活発な御議論ありがとうございました。

多数の御意見をいただきまして、とりわけ権利侵害の明白性要件を維持すべきだという点ですとか、裁判手続の創設については、より中立的な方向で修文すべきだという具体的

な御意見もいただきました。それから、ログの保全の重要性についてなど多数御意見いただきましたので、その辺も含めて、しっかり受け止めさせていただいて、私のほうで修正させていただきたいと思えますけれども、そういう形で御一任いただくということによろしいでしょうか。よろしいですかね。どうもありがとうございます。

それから、少し前後しますけれども、事務局から中間取りまとめの案につきましては、意見募集にかけまして、広く社会の御意見を伺うこととしたいと思えますけれども、こちらのほうも併せて、構成員の皆様方の御承認をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですかね。どうもありがとうございます。

ということで、今申し上げたような形で今後、進めさせていただきたいと思えます。

では、その他事務局から連絡事項がありましたら、よろしくお願いします。

**【中川課長補佐】** 事務局、中川でございます。

今、座長より御説明いただいたとおり、中間取りまとめ案には、座長に修正について御確認いただいた上で、速やかに準備の上、事務局において意見募集手続を行ってまいります。

また、次回会合につきましては、別途事務局から御案内いたします。

事務局からは以上です。

**【曾我部座長】** ありがとうございました。これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第4回会合終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

以上